



NPO 法人成年後見安心サポートネット熊本  
 理事長 井芹 浩文  
 〒860-0847 熊本市中央区上林町1番28  
 上通センタービル 305号  
 Tel : 096-288-3292  
 Fax : 096-288-3293  
 URL http://anshin-net.jp  
 Email : anshin-snk@aiores.ocn.ne.jp

もう一段 飛躍の年に

NPO 法人成年後見安心サポートネット熊本  
 理事長 井芹 浩文

新型コロナウイルスの第九波という予測もありますが、猛威を振るった感染拡大も漸く衰えをみせつつあります。

心サポートネットの支援を得つつ平成二十九年に開催されました。

これまで新型コロナウイルスのせいで行動を制約されてきましたが、これからは束縛がありません。これからは道を切り開くのも我々の責任となります。当法人も平成二十二年に発足して十三年になりますが、再スタートを切るといふ意識を持つことが必要と考えます。

第二回市民後見人  
 育成研修の教訓

そうした再スタートという意識を持つ契機になったのは、



昨年十二月から二月まで「第二回市民後見人育成研修」を開催したことで

した。第一回研修は猿渡純雄前理事長や土森武元理事長を中心に、今回同様に福岡安

猿渡前理事長の悲願達成

それを受けて第一回研修は、安心サポートネット熊本が企画、実践した初めての研修でした。お手本となる福岡安心サポートネットによる「熊本版育成研修」があったとはいえず、講師の選定、依頼、実施あるいは各自自治体の名義後援の依頼、広報・宣伝など大変な苦勞があったと推察します。

それは、昨年十二月から二月まで「第二回市民後見人育成研修」を開催したことで

これも我々が第二回研修をやってみて分かったことです。もし前回の記録や実績がなく一からやらなくてはならないとしたらと考えた時、気が遠くなる思いを持ったからでもあります。

猿渡前理事長は、市民後見人のさらなる育成のため第二回育成研修の開催を悲願とされておりました。それだけに、理事長職を受け継いだ時から、第二回育成研修の開催は至上命題としてきました。その意味でも、第二回育成研修がつながり終わったことにひとまず肩の荷を下ろした感を深くすると同時に、次の一歩を踏み出すよう求められていると感じました。

受講生の熱意に刺激を受ける

再スタートという意識を持ったのは、もう一つ市民後見人育成研修の参加者の熱意です。育成研修を申し込まれたのは二十三人で、最後まで研修を修了されたのは二十一人でした。当初計画より三か月遅れとなったため、季節的には冬季となり足場の悪い時期にずれ込んでしまい心配しました。しかし実際は天候に恵まれ、降雪などによる中止や、新型コロナウイルスの感染者が出て休

講とせざるを得ない事態もなかったのは幸いです。その意味で参加された受講生が寒い季節にもかかわらず熱心に通われたのは印象的でした。特に講義では聴くだけの立場だった受講生の方がゼミナールでは積極的に意見を述べられているのを聞き刺激を受けました。そういう熱意のある方が正会員や賛助会員になっていただき、あらたなワークフオリ、この面からも当法人がもう一段の飛躍を期す必要を感じている次第です。



# 市民後見NPOの輪を広げよう 「NPO法人成年後見 安心サポートネット久留米」の誕生！

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット  
理事長 森山 彰



一、この三年間にわたり日本  
国中で猛威を振るった新型コ

ロナウイルス感染症も、今年にはいつて終息に向かい、感染症の分類でも

この五月にはインフルエンザと同じ五類感染症に位置付けられました。それで、当面は緊急事態宣言とか、外出自粛の要請等の行動制限の怖れがなくなり、安心した生活に戻れたことは、大変喜ばしいことです。

ご承知のとおり安心サポートネットグループの業務は、相談者との対面により後見等のニーズを把握し、対面に基つき事務処理を行って、相談者や被後見人本人の安心・安全を提供する業務ですから、

このコロナ禍の三年間、業務遂行上厳しい制約を受けてまいりました。しかし、この厳しい条件下にもかかわらず、コロナ後の将来を見据えて、井芹理事長を先頭に全役員や会員の皆さんが、実務研修や自己研鑽を励行して、それぞれの能力向上に励まれ、また、昨年度は第2回市民後見育成研修を実施される等人材の育成に尽力してこられました。このご尽力に対しまして、心から敬意と謝意を表したいと思います。

二、ところで、当法人は二二年二月一日に開設した久留米出張所を拠点に、**久留米地区市民後見人育成研修**を実施し、引き続き、市民後見NPOを設立する方針であることを、**安心の広場くまもと一〇号**でお知らせしました。この七月三十一日に開講した育成研修も、一二月一日には成功裡に終了、引き続き二三年一月七日

には、市民後見NPO設立準備会を立ち上げ、四回の会議を得て、設立に必要な「設立趣意書」、「定款」、「活動計画書」、「役員名簿案」を審議・決定して、四月九日には、**「NPO法人成年後見安心サポートネット久留米」**の設立

総会を開催し、諸議案すべてを滞りなく議決し、設立が決定しました。そして、五月の連休明けには、福岡県に対しNPO法人の設立認証申請を行って、七月二〇日付で認証を取得、その後登記申請を行って、法人格を取得しました。今後の予定としては、八月二七日に創立総会を開催し、「文書取扱規程」や「会計事務処理要領」等事業遂行に必要な規則やプロジェクトの課題と編成に関する議題を可決しますと、久留米地区に新たに「地域後見」と「身上保護重視の後見」の二大基本理念に基づき活動する**市民後見NPO**が誕生します。この新しい市民後見NPOは、発

足当初から当分の間は、よちよち歩きだと思えますが、事業活動の開始後は、速やかに**安心サポートネットグループ**と協定を結び、加入する予定です。生みの親の当法人は当然です

が、安心サポート熊本の皆さんにおかれても、どうか、この新NPOが、地域住民の信頼を得て、独り歩きができように成長するまで、力強いご支援・ご協力を切にお願い申し上げます。

三、安心サポートネットグループの数が増えると、それだけ個人の尊厳と自立の支援という福祉の根本理念を活動指針とする、市民後見NPOが増加することになり、それだけ**「地域後見」**が実現することになります。それに加えて、業務のデジタル化でも大きなメリットが生じます。

デジタル化推進研究会のリーダーである小生が、これまで当法人の業務に加えて、**安心サポートネット久留米の創立業務**に忙殺され、研究は遅れています。現在行っていることは、グループ内三NPO法人のデジタル化対象業務の画一化です。ばらばらの事務処理だと、事務処理アプリが複雑になるからです。その目的で、文書取扱規程、会計事務処理要領、受託事件つづりの調製、保管等取扱要領、統計の手引き等の改正を行って

お願いいたします。それに、デジタル化のための業務フローづくりの作業が、こんな作業に従事しているときは、デジタル化後の効率化した事務処理風景が自然と頭に浮かんできて、楽しくなります。このデジタル化が更に自然と膨らんで、全国の市民後見NPOに波及して、クラウド処理による能率化が実現できれば、市民後見人に対する社会の評価や信頼性が著しく向上するのではないかと、そんなことを夢想しています。是非皆さんの協力を得て、できるだけ早期に実現したいものです。



## 第二回市民後見人育成研修を終えて

NPO 法人成年後見安心サポートネット熊本

副理事長 両角 順一郎

### はじめに

超高齢社会が深化化する中、身寄りのない認知症高齢者などが年々増加しており、これらの方たちの安心・安全な生活を確保するためには、成年後見制度の利用促進が望まれる。一方、後見人の絶対数が不足している実情も存在する。こうした現状を打破するには、現場を担う市民後見人を一般市民から多く輩出させることが重要と考える。安心サポートネット熊本が独自に開催した市民後見人育成研修は、平成二十九年度が初めてであるが、地域社会の熱い期待と信頼に応えるためには、後見を担う後継者の更なる確保に尽きると考え、令和四年度に第二回市民後見人育成研修を開催することを、前年度の理事会で決定した。

### 広報が重要不可欠

育成研修の特徴としては、一般市民からボランティア活

センター）、周辺郡部の福祉施設を巡回してチラシの配布に努めた。

### 教授陣からも支援

前回研修のカリキュラムをおおよそ踏襲。熊本県認知症対策・地域ケア推進課、熊本市高齢福祉課、熊本公証人合同役場のほか、弁護士、福祉分野の大学教授に講師をお願いし、いずれからも承諾の返事を頂けたのは主催者側にとって大きな励みとなった。

### 募集の成果

新聞広告や募集チラシの効果が見え、研修に関する問い合わせも結構あり、コロナ禍にもかかわらず、最終的には二十三名の方から受講申込みがあった。特筆すべきは、熊本市まで車で一時間半もかかる南小国町にお住いのご夫婦から受講申込みがあったことである。応募された方たちの身上を眺めると、福祉分野の仕事に就いている（就いていた）方が多く、身内に障がいを持った方もおられた。前回の研修生とは、やや異なる印象を受けた。

### 新型コロナウイルスで延期

研修会場にした熊本県婦人会館の、大会場には、最大八十名が収容できるのだが、本来、テーブル二人掛けを一人掛けにするなどして、コロナの感染対策を徹底して計画した。しかし、そんな思いとは裏腹に、第八波突入により緊急事態宣言が発令され、深刻な状況に陥った。やむなく三か月延期して十二月三日からスタートに修正することで計画を練り直し、名義後援の再申請、教授陣、受講申込者に対して改めて打診するなど、段取りの調整に手間ひまが必要となった。

### 充実した育成研修

十二月三日、各種障害を乗り越え、研修は開講式でスタートを切った。研修はその後、各月二回、合計四十八時間にわたる授業がカリキュラムに沿って順調に推移し、ことし三月十八日の閉講式を迎えることができた。研修途中で二名の方が辞退されたものの、二十一名の方たちに修了証をお渡しすることができた。この間、講義に当たられた大学の教授陣、弁護士、県・市の高齢福祉担当者の方々は、パワーポイントを使ったレジメを準備するなどして、熱い気

持ちをもつて講義された。このような活気ある授業に、受講生からは熱心に取り組み姿勢が多く見られ、すっかり学んだのではないかと推察している。教授陣には、この紙面をもって改めてお礼を申し上げます。

### 安心サポートへの入会

受講生が研修修了後に正会員に五名、賛助会員に七名の方が当法人の会員として入会してくれた。この方たちには後見人候補者として、今後、実務研究会で研鑽を積み、地域社会に貢献する市民後見人として成長されることを期待したい。



# 第十三回通常総会報告

## 令和五年五月

令和五年五月二十日午後三時から熊本市中央区城東町のアークホテル熊本城前で理事長以下二十三名出席のほか書面表決者十五名、委任状提出者三名の計四十一名で第十三回通常総会が開催された。

総会では、①令和四年度事業報告、②令和五年度事業計画、③プロジェクトチームの編成、④役員改選―の四議案が審議対象となり、新納豊議長が議事進行により全議案とも原案通り可決された。

### 令和四年度 事業報告

#### (一) 総括

令和四年度は前年度と同様に新型コロナウイルス感染症拡大により大きな困難を強いられ、また、懸案だった「第二回市民後見人育成研修」の開催にこぎつけることができた。育成研修は当初、九月十二月の開催を企画したが、コロナ感染が再び拡大したため、開催時期を三か月遅らせて令和四年十二月と令和五年三月に開催した。

参加申込者は二十三名に達しうち二十一名に終了証を渡すことができた。

参加者は最後まで熱心に受講され、終了後も正会員または賛助会員になられて意欲的に活動する意思を表明されたのは心強い限りだ。

令和四年度の重点目標のうち、第一に掲げた「任意後見移行型を基軸とした受任体制の整備」に関しては、相談会の開催や後見実務研究会などを通じて地道な受任体制の整備を心掛けた。

第二の「人材育成」に関しては、冒頭にも述べたとおり、「第二回市民後見人育成研修」を実施し、一定の成果を挙げたところである。

第三の「地域後見の推進」に関しては、家庭裁判所や熊本県、熊本市など行政機関との連携が不十分だとの反省から、市民後見人育成研修会において、関係機関の担当者を講師として招くなど連携強化を図るよう努めた。

#### (二) 事業収入の状況

当法人の財政の安定度を示す

本年度の事業収入総額は三〇二万三五円で、対前年度比で一〇五・五%と増加した。

収入区分毎に前年度と比べると、会費収入はやや減少したが、寄付金収入は微増。助成金として、国の事業復活支援金、県の復活応援給付金、ろうきんの助成金の計八九万五九百五円が支給され、収入面の改善に大きく寄与した。

事業収入では、その時々で完結する「第一種事件」収入は、前年度にあつた遺言執行がなかったため、対前年度比三八・八%と大幅に減少した。継続して支援を行う「第二種事件」は対前年度比一七二・八%と大幅に増加した。

#### (三) 安心サポートネットグループ効果

福岡安心サポートネットは月一回、後見実務研究会や任意後見研究会、障害者後見研究会を開催している。新型コロナウイルスの感染状況から研究会の中止はなくなり、当法人としては最低一人は参加して、キヤッチアップを怠らないよう努めた。

### 令和五年度 事業計画

令和五年度事業計画の重点目標として次の四点が了承された。

#### (一) 無料相談会の増加

会場や相談員の問題はあるものの無料相談会を増やすよう努力する。

#### (二) 市民後見人育成研修の開催準備

第二回市民後見人育成研修を令和六年度に開催とし、本年度は準備期間とする。

#### (三) 業務の組織化・マニュアル整備

福岡本部がDX研究会を立ち上げ、業務の抜本的なIT化に取り組んでおり、その一環として規程の見直しを進めている。福岡DX研究会の動きに合わせて当法人の諸規程も見直す。

#### (四) 既契約者とのつながりの維持・強化

当法人の活動の中核は後見活動を確実に行うことにある。委任者とのコミュニケーションを維持・強化するためバイスデーカードを送り近況をお聞きするなど既契約者とのつながりを深める。

### 役員改選

北本節代理事と緒方真美監事から前期限りで退任したいとの申し出があり、新理事に新納豊会員、新監事に山下託史会員が選出された。

### 令和五年度 役員

理事長	井芹 浩文
副理事長	両角 順一郎
理事	森山 彰
理事	村上 泰幸
理事	岩瀬 清治
理事	才竹 紀美子
理事	内村 直子
理事	井芹 護利
理事	新納 豊
監事	永野 和久
監事	山下 託史

### 令和四年度相談・受託件数

相談会場	相談件数		受託件数	
	令4年	令3年	令4年	令3年
ウエルパル	27	10	法人2	法人0
事務所	20	26	法人2	法人6
その他	5	6	法人2	法人2
合計	52	42	法人6	法人8

事件拡大チームからの報告

チームリーダー

井芹 浩文

受託事件を拡大するのが当チームの使命です。事件の受託を拡大する一番の近道は相談を増加させることにあります。相談の入り口は無料相談会なので、件数を増やすためには、できるだけ無料相談会の開催回数の拡大を努力目標に掲げてきましたが、まだ達成できていません。

もう一つは、無料相談会開催の広報・宣伝です。新型コロナの感染拡大に一応の歯止めがかかり、相談会そのものが中止に追い込まれることはなくなりましたが、やはり相談者側が相談会に行ってみようかと思うまでにはなっていないかと思われます。市民の方に無料相談会の存在を少しでも知ってもらいたいと思い、今年度から熊本市のコミュニティボード（掲示板）を活用しています。十八箇所ものボードに無料相談会のポスターを貼る作業は楽ではありませんが、多少なりとも相談者数を増やしたいと考えて努力しています

後見実務研究会からの報告

チームリーダー

両角順一郎

最近の後見実務研究会の活動状況だが、令和三年度は新型コロナウイルスの感染拡大による会場制限で五回の開催。また、昨年度は後見人育成研修との兼ね合いで四回に止まった。今年度は、新型コロナウイルスの感染動向によるが、今のところ順調に開催できている。

さて、これまでの実務研は、メインテーマに成年後見や相続などを取り上げ、それぞれが民法や後見法などでどう規定されているかといった勉強会に注力してきた。特に民法は、市民社会における人々の共存ルールを定めた基本法で、親族関係を定めた部分は「親族法」と呼ばれ、親族関係の基本や親子関係、婚姻、親権などに関するルールが定められている。また、相続関係を定めた部分は「相続法」で、遺産分割や相続放棄、遺言などに関するルールが定められている。いずれにしても、民法は社会生活を円滑に営む上で不可欠な法律である。しかし、そう理解しているもの

法律は読解が難しい代物でもある。すんなり頭に入るものではない。今年度、実務研の講師にいつも尽力されている赤星憲志先生の提案で、より実践的な学習に方向転換し、成年後見に関するマニュアル教材を多用することにした。具体的には、家裁から審判を受けた後見人が仕事に着手し、その後の一連の流れの中で後見人が正しく職務をこなすための知識を習得し、ゆくゆくは参加者全員が市民後見人になれるレベルの学習を目指すもので、今年の六月から取り入れている。

また、福岡でも毎月実務研が開催されており、これには毎回、新納豊理事に参加してもらっているが、せっかくなので知識を独り占めにさせておくのはもったいない。熊本の実務研で普及教育してもらおうとも考えている。それから、私が実務研のチームリーダーを担当してから八年経つが、そろそろ潮時と考えている。組織に世代交代は必要だ。一人が長く居座ると斬新な発想が失われ、マンネリに陥る。チームリーダーの後継者を発掘したい。

啓発宣伝・デジタル化推進チームからの報告

チームリーダー

岩瀬 清治

啓発宣伝チームを受け持つて、早いもので一〇年を経過しました。今回で十一号の安心の広場を発行することが出来たこと、嬉しく思います。二〇一一年の第一号発行時は、初代リーダーの色見高司会員の指導により、発行計画を作成し、会員の皆様へ原稿を依頼し手探り状態で作成したことを思い出しています。当時の理事長は土森武典さんで、発足当時の安心サポートネット熊本の基礎を作って戴きました。

二〇一四年、第三号から二〇一九年の八号までの六年間は、故猿渡純雄理事長が、福岡森山彰理事長の指導の下で、現在の熊本を成長させて下さいました。二〇二一年故猿渡理事長の急逝で、後を引き継いで頂いている、井芹浩文理事長が第九号、十号、今回の十一号と指導して戴いています。現在までの履歴は安心サポートネットのホームページ（広報誌・安心の広場）に掲載されていますので、ご覧ください。

自然と親しむ会 小国鍋ヶ滝の旅

チームリーダー

松尾 誠

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で延び延びになっていた「小国鍋ヶ滝方面研修」が令和四年十一月二十三日に実施されました。参加者は七名で、時々小雨が降る天候の中を三台の車に分乗して小国町に向かいました。最初に訪れたのは、抽象画の作品がある「坂本善三美術館」を見学しました。

次に訪れたところは、本日の第一の目的地である「鍋ヶ滝」です。鍋ヶ滝は幅二十M、落差十Mと決して大きな滝ではありませんが、優美な水のカーテンが美しく、マイナスイオンのシャワーを浴びせていました。滝の裏から眺める滝壺は別名、裏見ヶ滝と言われてテレビCMのロケにもなりました。最後に訪れたのは、来年七月月上旬にもお目見えする新千円札の顔、世界的細菌学者の

北里柴三郎の故郷にある「北里柴三郎記念館」です。記念館には北里文庫や柴三郎愛用の顕微鏡、文献、業績をたどるパネルが多数ありました。

短い一日間の「小国鍋ヶ滝方面研修」が無事終了しましたが、今後の新型コロナウィルスの猛威が今後起こらないように願っています。



地域後見の現場から

## 任意後見契約から

### 監督人選任申立の経緯

理事 才竹紀美子

今回、任意後見監督人申請を行ったNさんとの関わりを振り返ってみたいと思います。八〇代の女性で未婚の親族のいない方です。安心サポートとの関わりは入居していたケアハウスの管理者からの電話でした。入居時に保証人になっていた日本ライフ協会が破

産してしまい困っていました。Nさんは骨折で入院を繰り返していたので、次の施設に移る必要があり、保証人や身の回りの世話をしてくれる法人を探していました。

ケアハウスで何度も本人と管理者、当法人の三者で面談し、疑問点について説明しました。日本ライフ協会の破産のことがあり、初めは懐疑的だったNさんに、最後まで世話をすることなどを話し、納得してもらいました。

公証人に病院に来てもらい、任意後見契約を結ぶことができました。

後日、本人、ケアハウス管理者、当方で引継ぎを行いました。今までも金銭管理はケアハウスが行っていたので、財産管理契約を締結することも納得しており、順調に進みました。そして、猿渡前理事長と一緒に面談に同行していた私が担当することになりました。

問題はケアハウス退去後の住所でしたが病院の連携室の相談員さんが、病院の住所にしても良いと言ってくれたので助かりました。

退院後は隣の老人保健施設に移りました。面会に行くと、買い物に行きたいと言われる

ので、タクシーで出掛けその時に、いろいろな話をしてくれましたので、生き方、考え方を知ることができました。

暫くしてコロナ感染が広がり、面会禁止となりました。

入院しても、面会できず、品物を預けて帰るしかなくなり、オンライン面会ではコロナがどんな病気なのか理解できず、「どうして会いに来ないのか」と言われました。

何度か施設から電話があり、「夜間、見回り時にベッドから落下していた」と報告があり、手押し車から車椅子になり、徐々に弱っていきました。

久し振りに面会すると、声掛けしても反応がなく、私のことを分からなくなっており、目は虚ろで首を下げてしまふ。食事も自分から摂取しなくなり、介助しているとのこと、明らかに認知が進んでしまつたと実感しました。

契約書に記載されている監督人の申請が必要な時期が来たと思ひ、理事長に面会してもらい、任意後見監督人申請に向けての手続きを進めました。書類の提出を行い、面接も済みましたが、審判が届く前に急逝してしまいました。

今後は相続財産清算人選任申立が必要となりました。



## 14年目の見守り

理事 村上 泰幸

七月三日月曜日午前八時三〇分。熊本市東区の自宅を出発。行き先は、被保佐人Aさん（男性・六〇代）が待つ、県北のB病院併設Cグループホーム（D市）である。

グループホーム近くの郵便局で本人の今月の生活費六万円を本人口座から降ろした。全額千円札で受け取りたいが、昨年から両替は五〇枚を超えると手数料が発生するので、千円札で五万円分と一万円札一枚にしている。

郵便局を済ませたら、D市中心部のゆめタウンに直行し昼食弁当とお土産を、保佐人のポケットマネーで買う。今日は、本人リクエストの牛すき焼き弁当と食後のデザートにプリンも買った。

定刻の午前十一時には、いつも玄関で当職の到着を歓迎してくれる。挨拶もそこそ

こにお弁当のチェックが入る。お弁当を気にしながら、生活費六万円を本人が一枚ずつ数えて、担当職員が預り金台帳に記帳する。終わったら早速、お弁当を開いて二人で「いただきます」。

食べながら、最近の生活の様子やホームの行事に参加したこと、健康状態などを聞き出し、本人が安定して暮らしていることを確認する。他の利用者や、職員が入れ替わり立ち代わりお弁当を覗きに来る。その時も、本人をしつかり見守り仲良くしてくれるようお願いします。

食後は必ず一緒に病院内のデイケアに行つて利用者や、職員と仲良くお話しすることにしていく。ここでも、本人の情報収集を忘れない。保佐人は、できることに限界があるので、本人を支えるリカバリチームの存在と連携は重要である。

午後のデイケアが始まると保佐人は退所する。本人は駐車場まで必ず見送りに来る。もちろん、次回お弁当のリクエストを忘れない。月1回の見守りを終えて14年目の保佐人は帰路につく。

夢咲案内人

最近の「後見」

ニュースから

▽増える無縁遺骨 叩う人なく／島田陽子さんも

身寄りがなく経済的に困窮して亡くなった人の葬祭費を行政が負担するケースが増えている、厚生労働省によると、2021年度には全国で4万8622件（速報値）と過去最多となった。2020年度は4万6677件で、10年前に比べて約1万件増加している。地域や血縁のつながりが薄れる中、高齢化で年間140万人が亡くなる「多死社会」が到来しており、引き取り手のない「無縁遺骨」が増えている。

俳優の島田陽子さんが都内の病院でひとりで死去したのは7月25日、69歳だった。亡くなった直後、渋谷区役所は島田さんの親族へ連絡したが、遺体の引き取り手はなかった。親族付き合いがなく、亡くなる直前には経済的に困窮状態にあったという。渋谷区は2週間ほど遺体を保管した後、8月に茶毘に付した。生活保護法の葬祭扶助規定や墓地埋葬法は葬儀をする人

がないときは自治体が火葬すると定めており、島田さんもこうしたケースと判断されたという。島田さんの遺骨はその後、知人が引き取り、島田さんの両親が眠る墓に納骨されたという。  
(2022年12月30日付朝日新聞)



▽「ごみ屋敷」5千件超

大量のごみや物品が屋内や敷地内に放置されている、いわゆる「ごみ屋敷」が全国で5224件に上ることが環境省の初の調査で判明した。ただ2018年度以降で実態を把握していたのは全国の市区町村のうち38%に過ぎず、ごみ屋敷の実数はもっと多いと推定される。

自治体の働きかけによりごみ撤去など事態が改善したのは49.5%に過ぎない。高齢化や社会的孤立、経済的困難などが背景とされ、対応の難しさが浮き彫りになってい

る。熊本では38件把握し、改善したのは10件（26.3%）だった。（2023年3月29日付熊本日日新聞）



▽相続土地国庫帰属制度 始まる

相続したものの利用する当てのない土地が急増しているため、そうした土地を国に引き取ってもらう「相続土地国庫帰属制度」が（令和五年四月）二十七日から始まった。

利用できない土地を相続した時には「相続放棄」という方法があるが、その場合は相続財産すべてを放棄する必要があり、利用できない土地だけ放棄することはできない。今回、新たに導入された相続土地国庫帰属制度では、不要な土地だけを国庫に納めることができる。ただし、①建物を撤去して更地にする、②抵当権の設定がない、③境界線が明確である―など要件をきち

んと守らないと引き取ってもらえない。これらの条件をクリアした後、国に引き取ってもらうためには、負担金と手数料が要る。例えば市街化区域の100平方メートルの宅地なら54万8千円、100平方メートルの森林で21万5千円となり、審査手数料1筆当たり1万4千円も必要だ。（同4月27日付朝日新聞）



▽無縁遺骨 全国に6万柱

総務省は、2021年10月時点で全国の自治体を対象に、市区町村が保管している「無縁遺骨」の実態調査を行った結果、約6万柱あることが確認されたと発表した。死亡時に引き取り手がなかった死者数は2018年から2021年10月までの間に約10万6千人。

このうち身元が分からない人は2852人で、その他は、身元は分かっていたものの葬祭を



新聞

行く人がいなかったケースだ。半数強は遺留金がなく、葬祭費などは市区町村の負担となつた。この場合の葬祭費の基準額は約21万円円で、概算100億円を行政が負担した計算になる。  
また遺留金が残されていたケースは4万8479件で、（約21億5千万円）だった。市区町村はこれを葬祭費に充てることができるが、市区町村側が金融機関から預貯金に引き出そうとすると、金融機関を拒むケースがあったという。そこで松本剛明総務相は慰留金を葬祭費として使えることを市区町村と金融機関の双方に周知させるよう、厚生労働省と法務省に勧告した。（2023年3月29日朝日新聞）

### 無料相談会のお知らせ

現在、毎月、ウエルパル熊本において「成年後見無料相談会」を開催しております。なお熊本市中央区上林町の当法人事務所においては、常時無料相談を受け付けております。

#### 【無料相談会】

- ★ 開催日時
  - ・九月二十五日(月)
  - ・十月二十四日(火)
  - ・十一月二十八日(火)
  - ・十二月十八日(月)

#### ★ 開催場所

「ウエルパルクまもと」一階  
熊本市中央区大江五一一一

#### ★ 相談事項

- ・成年後見制度
- ・身上監護、財産管理等
- ・遺言、相続等

#### ★ 担当者

・井芹理事長、両角副理事長  
ほか事件受託拡大チームの専門家が相談を受けています。

#### ★ 広報

・「熊日タウンパケット」への  
広告掲載のほか、ささえりあ  
等へのチラシ配布、新聞各社

に短信記事掲載を依頼して  
います。

・会費 金一万円(年額)

### 正会員募集の案内

#### ★ 正会員の要件

安心サポートネットの設立の趣旨、目的に賛同し、かつ、この法人の事業の実施に必要な知識と技能を有する方、または、その取得に意欲を燃やし、努力を惜しまない方であることが必要ですが、その要件を満足する方ならどなたでも正会員になれます。

なお、当法人の「設立趣旨書」、「定款」その他の基本情報は当法人のホームページをご覧ください。

#### ★ 入会手続き

入会希望者は履歴書を添えて入会申込書を理事長に提出してください。理事会による審査があります。

#### ★ 入会金、年会費

正会員の義務として総会で定める入会金と会費を納入しなければなりません。

・入会金 金一万円

### 賛助会員募集の案内

#### ★ 賛助会員の要件

安心サポートネットの設立の趣旨目的に賛同し、かつ、賛助会員としての義務を果たすことにより、この法人を支援しようとする方ならどなたでも、安心サポートネットの賛助会員になれます。

#### ★ 入会手続き

入会希望者は入会申込書を理事長に提出してください。

#### ★ 年会費

- ・団体 一口 一万円
- ・個人 一人 五千円

#### 寄付者紹介(敬称略)

令和四年四月

令和五年三月

- 熊本市 荒木 綱子 五十万五千円
- 筑紫野市 森山 彰 十万円
- 熊本市 渡邊 京子

熊本市	両角 順一郎	十万円
熊本市	八千円	
熊本市	松尾 誠	三万円
熊本市	村上 カズ子	三万円
熊本市	内村 直子	二万七千八百円
玉名市	岩瀬 清治	六千円
西原村	中鶴 辰雄	三千円
玉名市	糸永 歌代子	一万六千円

合計 八十二万五千八百  
ありがとうございました。



安心の広場十一号が皆様の



### 編集後記

お蔭で発行出来ました事、感謝申し上げます。

十年一昔と申しますが、アッという間の十年でした。昨年までの三年間はコロナ禍のため、思うような活動、会合が出来ませんでした。今年度の第十三回総会がアークホテルにて開催された事、とても嬉しい出来事でした。

今年度は安心サポートネット熊本の飛躍の年になりますよう、皆様のお力添えをお借りして成し遂げたいと思っております、皆様のご協力宜しくお願い致します。

岩瀬清治 記